

朝日ライフ 日経平均ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書(請求目論見書)

2011.08.12



朝日ライフ アセットマネジメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書により行うファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年2月15日にその効力が生じています。
2. ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
3. ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
4. 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 種邑 満
本店の所在の場所	東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

照会先

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

電話	<small>フヤソウトウシン</small> 0120-283104(営業日の 9:00~17:00)
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

朝日ライフ 日経平均ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

愛称として「にいいいG o」という名称を用いることがあります。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

①追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

②ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

③信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

2,000億円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0120-283104

(営業日の9:00~17:00)

(5) 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%[※])を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といい、税率は合計で5%です。)をいいます。

(6) 申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成23年2月15日から平成24年2月14日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0120-283104

(営業日の9:00~17:00)

(9) 払込期日

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0120-283104

(営業日の9:00~17:00)

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

①当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（販売会社によっては、取り扱うコースがどちらか一方になる場合があります。また、コース名は販売会社により異なる場合があります。）。

②取得申込金額には、利息はつきません。

③日本以外の地域における発行は行っていません。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して、運用を行います。

※日経平均株価とは

東京証券取引所第一部に上場する 225 銘柄から構成される修正平均型の株価指数であり、株式市場の動きを表す指標の一つです。各種権利落ちによる株価の変動や、採用銘柄の入替えによる影響が修正されており、昭和 24 年以降の指数としての継続性が維持されています。株式会社日本経済新聞社が算出・公表しており、日経 225 ともいわれています。

1) 計算式

日経平均株価＝日経平均採用 225 銘柄の株価合計／除数^注

- 株価の合計は、50 円額面以外は 50 円額面に換算（2001 年 10 月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています）。
- 小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求めます。
- 株価の採用優先順は、①現在の特別気配、②現在値（または終値）、③基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値、前日の基準値の優先順で採用された値）

注：除数とは、日経平均株価採用銘柄の中で採用銘柄の市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために用いる数値のことをいいます。

2) 除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない株価変動があった場合（例えば、採用銘柄の権利落ち）、原則として除数が修正されます。

また、採用銘柄の入替えがあった場合にも除数は修正されます。

3) 構成銘柄の定期見直し

毎年定期的に構成銘柄が見直されます。定期見直しによる銘柄入替えは原則として毎年 1 回、10 月の第 1 営業日に行われます。なお、定期見直しによる入替え銘柄数には上限はありません。

また、倒産、被合併等による整理ポスト移行や上場廃止、第二部への指定替え等があった場合には、臨時の入替えが行われることがあります。

4) 採用・除外銘柄の決定

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、株式会社日本経済新聞社が決定し、発表します。

「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および受益権の取引に関して一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

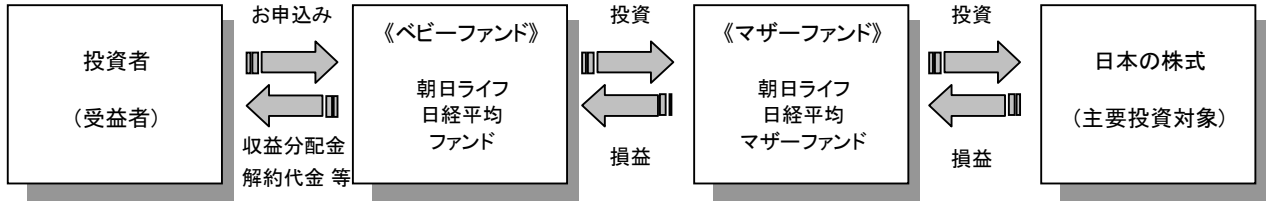
株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

②ファンドの基本的性格

1) 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式[※]」で行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

※「ファミリーファンド方式」とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



2) 社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産 ()	インデックス型
追加型	海外 内外	資産複合	特殊型

- 追加型投信とは：
一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 国内とは：
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株式とは：
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- インデックス型とは：
目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	日経225
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ ・ファンズ	TOPIX
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中南米		その他 ()
		アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマージング		

- 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式））
目論見書または信託約款において、主として株式に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 決算頻度：年1回
目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域：日本
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態：ファミリーファンド
目論見書または信託約款において、親投資信託[※](ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
※マザーファンドということがあります。
- 対象インデックス：日経225
目論見書または信託約款において、日経225（日経平均株価）の動きに連動する投資成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・

属性区分を反転表示しています。その他の商品分類・属性区分の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③信託金の限度額

2,000 億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

当ファンドの特色は、当該マザーファンドの特色と基本的に同様ですので、「＜参考＞マザーファンドの特色」をご覧ください。

＜参考＞マザーファンドの特色

1. 原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200 銘柄以上に等株数投資します。

※流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。

2. 株式の組入比率はできるだけ高水準を保ちます。

3. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。

※日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

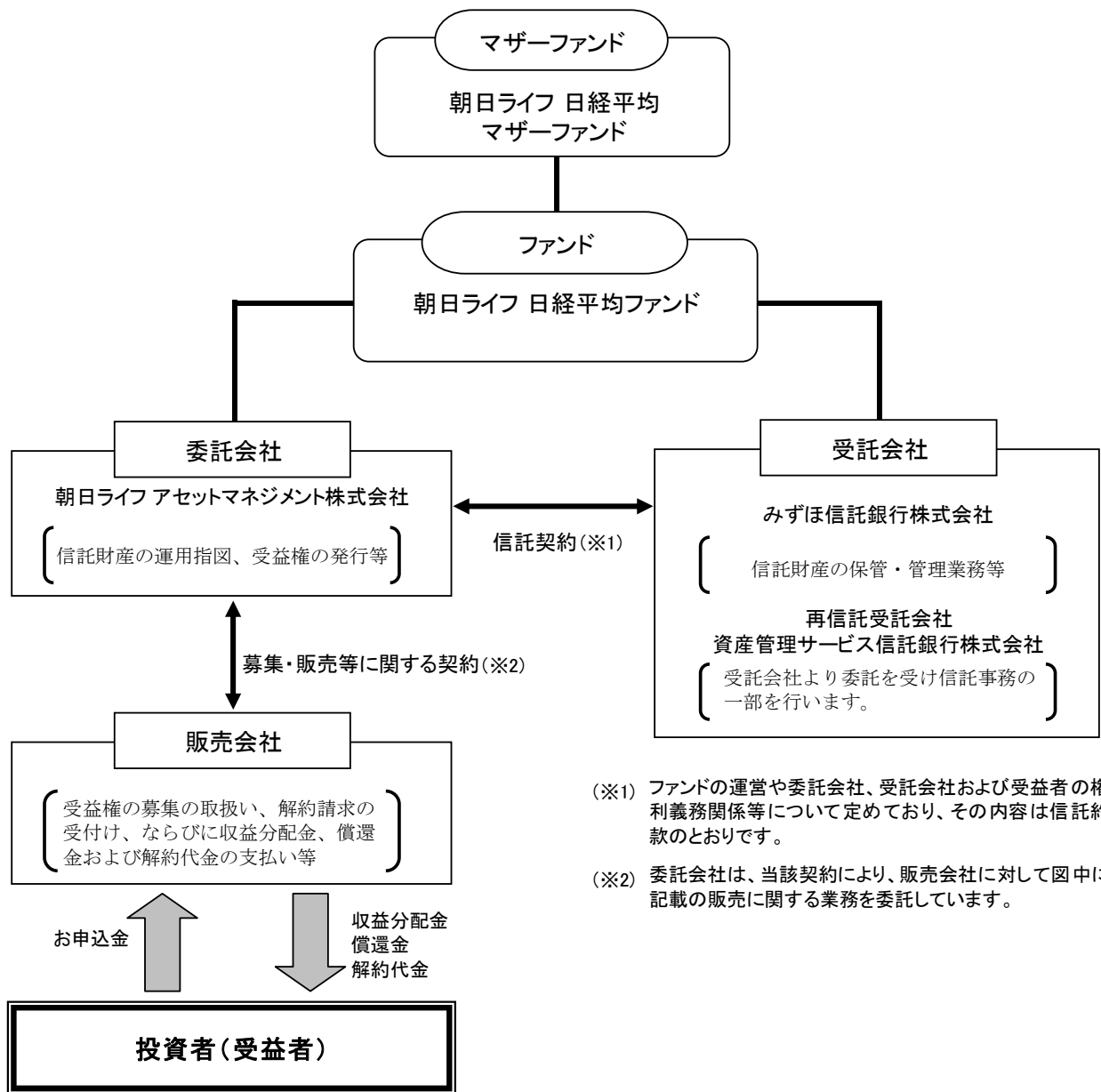
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) ファンドの沿革

平成 12 年 11 月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み及び関係法人



② 委託会社の概況

- 1) 資本金の額 (平成 23 年 6 月末現在)
30 億円
- 2) 会社の沿革
昭和 60 年 7 月 朝日生命投資顧問株式会社設立
平成 11 年 4 月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況 (平成 23 年 6 月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町 2-6-1	32,000 株	100.0 %

2 投資方針

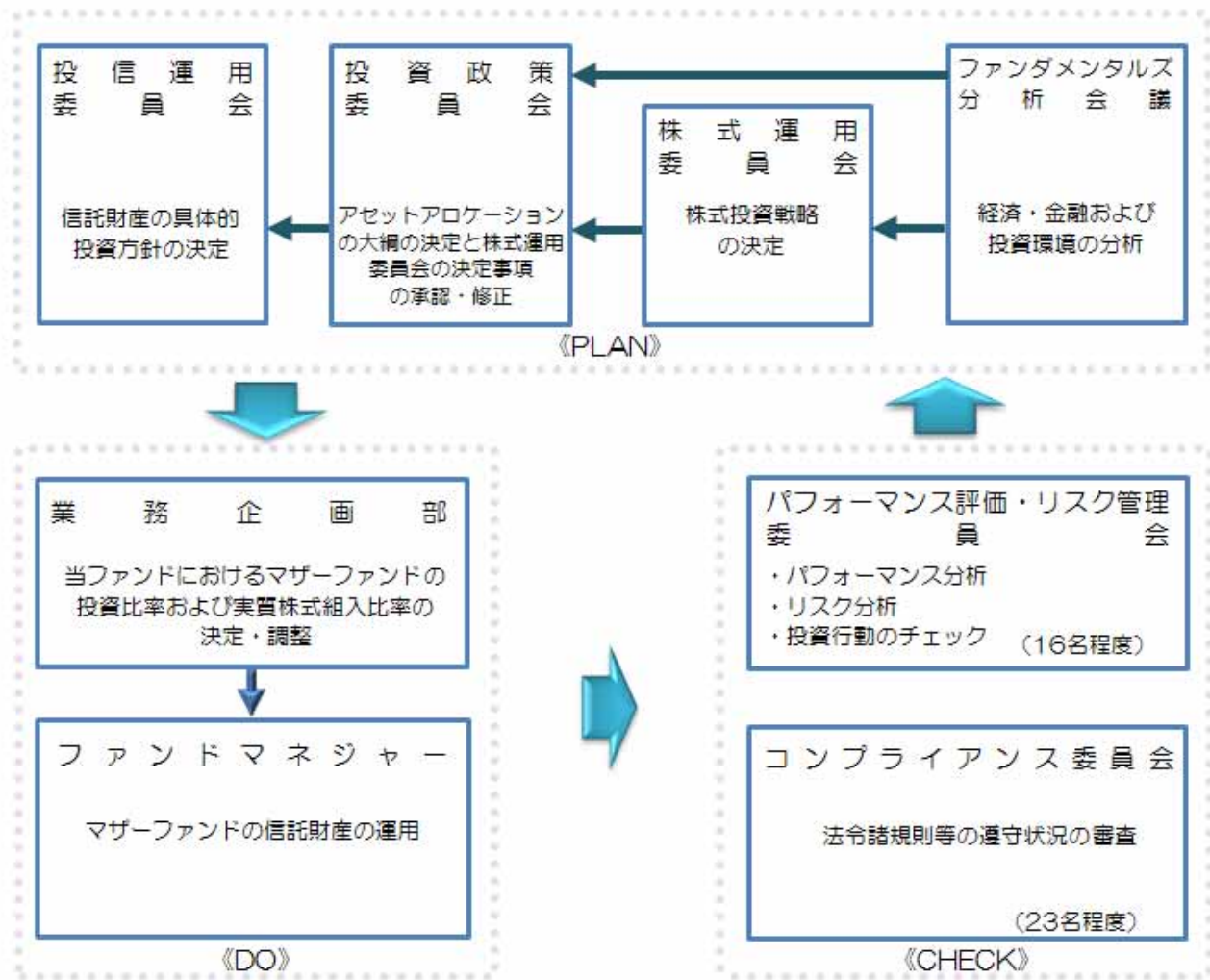
(1) 投資方針

- ①朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- ②マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- ③運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- ④日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

- ①委託会社は、信託金を、主として朝日ライフ 日経平均マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとしします。)
 - 9) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限りします。)
 - 10) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
 - 11) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 運用体制



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

《PLAN》

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
- 3) 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。

《DO》

業務企画部およびファンドマネジャーは、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 1) 業務企画部は、当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
- 2) ファンドマネジャーは、マザーファンドの信託財産の運用を行います。

《CHECK》

パフォーマンス評価・リスク管理委員会（16名程度）でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会（23名程度）で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンス評価・リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等にて構成されており、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

《その他》

受託会社等のファンドの関係法人（販売会社を除く）の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

(4) 分配方針

①毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

②分配時期

決算日は、毎年11月15日(休業日の場合は翌営業日)です。

③収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

①信託約款に定める投資制限

1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)①〉

2) 外貨建資産への投資は行いません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)③〉

3) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第19条第4項〉

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。〈同条第5項〉

4) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」ということがあります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしてします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。〈信託約款第21条第1項〉

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。〈同条第2項〉

5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。〈信託約款第22条第1項〉

上記の信用取引の指図は、次の1から5までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から5までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。〈同条第2項〉

1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有償増資により取得する株券

4 売出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券

6) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げ

るものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

<信託約款第23条第1項>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。<同条第2項>

- 7) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。<信託約款第24条第1項>スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。<同条第3項>委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

- 8) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。<信託約款第25条第1項>金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。<同条第2項>

金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。<同条第3項>委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。<同条第4項>

- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付の指図をすることができます。<信託約款第26条第1項>

- 1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。<同条第2項>

委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。<同条第3項>

- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。<信託約款第34条第1項>

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。<同条第2項>

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。<同条第3項>

借入金の利息は信託財産中より支弁します。<同条第4項>

②法令に基づく投資制限

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる

変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図しないものとします。

<参考>マザーファンド（朝日ライフ 日経平均マザーファンド）の概要

※以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

(1) 投資方針

①投資対象

国内の上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。

②投資態度

- 1) 主として日経平均株価(225種)に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。
 - 1 原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200銘柄以上に等株数投資します。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
 - 2 株式の組入比率は、できるだけ高位を保ちます。
 - 3 運用の効率化を図るため、株価指数先物等を利用することがあります。
- 2) 日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に組入株式の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3) 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 4) 資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

①委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとしします。）
- 9) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券にかかるものに限りします。）
- 10) 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)①＞

②外貨建資産への投資は行いません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)③＞

- ③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。〈信託約款第10条第4項〉
- ④委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。〈信託約款第12条第1項〉
- 上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。〈同条第2項〉
- ⑤委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。〈信託約款第13条第1項〉
- 上記の信用取引の指図は、次の1から5までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から5までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。〈同条第2項〉
- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2 株式分割により取得する株券
 - 3 有償増資により取得する株券
 - 4 売出しにより取得する株券
 - 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券
- ⑥委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。〈信託約款第14条第1項〉
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。〈同条第2項〉
- ⑦委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。〈信託約款第15条第1項〉
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈同条第2項〉
- スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。〈同条第3項〉
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。〈同条第4項〉
- ⑧委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。〈信託約款第16条第1項〉
- 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。〈同条第2項〉
- 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。〈同条第3項〉
- 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。〈同条第4項〉
- ⑨委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付を行うことの指図をすることができます。〈信託約款第17条第1項〉
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。〈同条第2項〉
- 委託会社は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。〈同条第3項〉

3 投資リスク

①リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格（株価）が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

3) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、ファンドの基準価額の変動要因となります。

4) 価格乖離リスク

ファンドは、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が困難となる以下の要因が存在します。

- a. 日経平均株価の構成銘柄を全て組入れない場合があること
- b. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
- c. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
- d. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- e. 追加設定・解約に伴う株式の買付、売却のタイミング差による影響
- f. 株式売買委託手数料および先物取引等に要する費用等を負担することによる影響
- g. 株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の 100%とまらない場合の影響 等

5) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

6) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

③リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価および

リスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。

- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 業務企画部およびファンドマネジャーへのフィードバックは、パフォーマンス評価・リスク管理委員会および投信運用委員会を通じて行っています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. マザーファンドの売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては管理部が担当し、事前および事後のチェックをそれぞれ異なるチームが行い、そのチェック状況について逐次コンプライアンス室に報告を行っています。
- c. コンプライアンス室においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス推進の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの推進に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス室に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に、2.1% (税抜 2.0%^註) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年 0.525% (税抜 0.5%^註) の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

注：ここでの税とは、信託報酬にかかる消費税等をいいます。以下の配分においても同じです。

信託報酬の配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.210% (税抜 0.2%)	0.210% (税抜 0.2%)	0.105% (税抜 0.1%)

(4) その他の手数料等

①信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年 0.00525% (税抜 0.005%^註) の率を乗じて得た額とします。

ただし、年 42 万円 (税抜 40 万円^註) を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

注：ここでの税とは、監査費用にかかる消費税等をいいます。

②ファンドの組入有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡

取引に要する費用、借入金の利息に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱い*となります。

※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本について

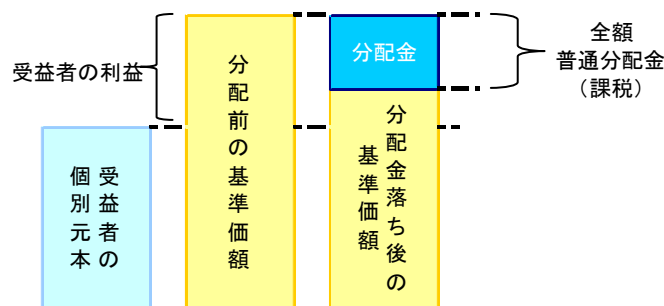
- 1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。
- 3) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

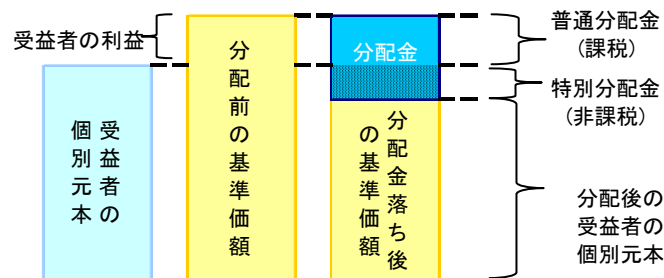
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 特別分配金

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。※税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、平成25年12月31日までは10%(所得税7%、地方税3%)、平成26年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)です。

注:解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成26年1月1日から15%(所得税)となります。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

なお、上記7%の税率は、平成26年1月1日から15%(所得税)となります。

c. 益金不算入制度が適用されます。

④確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および償還時における課税は行われません。

上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成23年6月30日現在の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券 (朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券)	日本	2,601,842,681	83.98
コール・ローン、その他(負債控除後)		496,353,588	16.02
合計(純資産総額)		3,098,196,269	100.00

(注1) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

(注3) 株価指数先物取引を買建てており、その時価は491,000,000円(投資比率15.85%)です。

<参考>マザーファンドの投資状況

平成23年6月30日現在における「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の資産別および地域別の投資状況は次のとおりです。

資産の種類	投資国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,935,049,400	96.70
コール・ローン、その他(負債控除後)		100,083,431	3.30
合計(純資産総額)		3,035,132,831	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

(注3) 株価指数先物取引を買建てており、その時価は98,200,000円(投資比率3.24%)です。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細 (平成 23 年 6 月 30 日現在)

種類	銘柄	国/ 地域	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 %	
1	親投資信託 受益証券	朝日ライフ 日経平均 マザーファンド	日本	3,340,835,493	7,698	2,572,067,766	7,788	2,601,842,681	83.98

(注1) 投資銘柄は上記の1銘柄です。

(注2) 投資比率とは、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注3) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2) 種類別投資比率 (平成 23 年 6 月 30 日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	83.98
	合計	83.98

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成23年6月30日現在

取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 円	評価金額 円	投資 比率 %
1	大証 日経225先物取引(買建)	2011年9月	50	470,501,655	491,000,000	15.85

(注1) 投資比率とは、純資産総額に対する、当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

<参考>マザーファンドの投資資産

朝日ライフ 日経平均マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1) 主要銘柄の明細 (評価金額上位 30 銘柄)

平成23年6月30日現在

種類	銘柄名	国/ 地域	業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	株式	日本	電気機器	12,000	12,220 146,640,000	13,380 160,560,000	5.29
2	ファーストリテイリング		小売業	12,000	12,500 150,000,000	12,970 155,640,000	5.13
3	ソフトバンク		情報・通信業	36,000	2,829 101,844,000	3,030 109,080,000	3.59
4	京セラ		電気機器	12,000	8,610 103,320,000	8,150 97,800,000	3.22
5	本田技研工業		輸送用機器	24,000	3,035 72,840,000	3,085 74,040,000	2.44
6	KDDI		情報・通信業	120	470,500 56,460,000	577,000 69,240,000	2.28
7	キヤノン		電気機器	18,000	3,955 71,190,000	3,810 68,580,000	2.26
8	TDK		電気機器	12,000	5,230 62,760,000	4,410 52,920,000	1.74

9	東京エレクトロン	電気機器	12,000	5,070 60,840,000	4,370 52,440,000	1.73
10	テルモ	精密機器	12,000	4,410 52,920,000	4,335 52,020,000	1.71
11	信越化学工業	化学	12,000	4,140 49,680,000	4,295 51,540,000	1.70
12	セコム	サービス業	12,000	3,710 44,520,000	3,845 46,140,000	1.52
13	武田薬品工業	医薬品	12,000	3,920 47,040,000	3,715 44,580,000	1.47
14	トヨタ自動車	輸送用機器	12,000	3,140 37,680,000	3,300 39,600,000	1.30
15	エーザイ	医薬品	12,000	2,867 34,404,000	3,135 37,620,000	1.24
16	アステラス製薬	医薬品	12,000	3,060 36,720,000	3,115 37,380,000	1.23
17	デンソー	輸送用機器	12,000	2,649 31,788,000	2,982 35,784,000	1.18
18	アドバンテスト	電気機器	24,000	1,650 39,600,000	1,472 35,328,000	1.16
19	ダイキン工業	機械	12,000	2,904 34,848,000	2,838 34,056,000	1.12
20	オリンパス	精密機器	12,000	2,249 26,988,000	2,701 32,412,000	1.07
21	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	120	266,200 31,944,000	266,100 31,932,000	1.05
22	富士フイルムホールディングス	化学	12,000	2,839 34,068,000	2,499 29,988,000	0.99
23	小松製作所	機械	12,000	2,209 26,508,000	2,497 29,964,000	0.99
24	トレンドマイクロ	情報・通信業	12,000	2,481 29,772,000	2,489 29,868,000	0.98
25	電通	サービス業	12,000	2,121 25,452,000	2,370 28,440,000	0.94
26	日揮	建設業	12,000	1,639 19,668,000	2,195 26,340,000	0.87
27	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	12,000	1,981 23,772,000	2,157 25,884,000	0.85
28	ソニー	電気機器	12,000	2,790 33,480,000	2,117 25,404,000	0.84
29	花王	化学	12,000	2,144 25,728,000	2,110 25,320,000	0.83
30	三菱商事	卸売業	12,000	2,106 25,272,000	2,000 24,000,000	0.79

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

2) 業種別投資比率

平成23年6月30日現在

国内/外国	業種	投資比率(%)	業種	投資比率(%)
国内	電気機器	21.46	保険業	1.00
	情報・通信業	9.11	その他製品	0.96
	小売業	7.57	ゴム製品	0.91
	輸送用機器	6.87	繊維製品	0.74
	化学	6.44	鉄鋼	0.63
	医薬品	6.20	金属製品	0.59
	機械	5.27	その他金融業	0.53
	食料品	3.82	証券、商品先物取引業	0.53
	精密機器	3.72	石油・石炭製品	0.51
	卸売業	2.86	パルプ・紙	0.45
	建設業	2.68	電気・ガス業	0.40
	サービス業	2.52	海運業	0.40
	ガラス・土石製品	2.33	倉庫・運輸関連業	0.36
	不動産業	2.13	鉱業	0.23
	陸運業	2.06	水産・農林業	0.16
	非鉄金属	1.91	空運業	0.10
		銀行業	1.27	合計

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成23年6月30日現在

	取引所	銘柄	限月	数量	簿価金額 円	評価金額 円	投資 比率 %
1	大証	日経225先物取引(買建)	2011年9月	10	94,851,894	98,200,000	3.24

(注1) 投資比率とは、純資産総額に対する、当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点第3位を四捨五入しています。

(3) 運用実績

①純資産の推移

	純資産総額(円)		基準価額(円)	
第1計算期間末 (平成13年11月15日)	(分配付)	1,501,110,993	(分配付)	7,266
	(分配落)	1,501,110,993	(分配落)	7,266
第2計算期間末 (平成14年11月15日)	(分配付)	1,214,480,204	(分配付)	5,904
	(分配落)	1,214,480,204	(分配落)	5,904
第3計算期間末 (平成15年11月17日)	(分配付)	1,638,467,850	(分配付)	6,811
	(分配落)	1,638,467,850	(分配落)	6,811
第4計算期間末 (平成16年11月15日)	(分配付)	1,886,091,475	(分配付)	7,849
	(分配落)	1,886,091,475	(分配落)	7,849
第5計算期間末 (平成17年11月15日)	(分配付)	2,851,311,978	(分配付)	9,895
	(分配落)	2,851,311,978	(分配落)	9,895
第6計算期間末 (平成18年11月15日)	(分配付)	2,817,292,656	(分配付)	11,446
	(分配落)	2,472,691,059	(分配落)	10,046
第7計算期間末 (平成19年11月15日)	(分配付)	3,930,266,202	(分配付)	9,589
	(分配落)	3,930,266,202	(分配落)	9,589

第 8 計算期間末 (平成20年11月17日)	(分配付) (分配落)	2,631,072,529 2,631,072,529	(分配付) (分配落)	5,384 5,384
第 9 計算期間末 (平成21年11月16日)	(分配付) (分配落)	2,839,736,455 2,839,736,455	(分配付) (分配落)	6,255 6,255
第10計算期間末 (平成22年11月15日)	(分配付) (分配落)	3,036,164,849 3,036,164,849	(分配付) (分配落)	6,353 6,353
平成22年 6月末		2,865,358,687		6,033
7月末		2,941,062,178		6,130
8月末		2,749,516,626		5,672
9月末		2,910,932,546		6,057
10月末		2,880,959,047		5,949
11月末		3,060,677,292		6,425
12月末		3,131,268,695		6,616
平成23年 1月末		3,118,854,864		6,621
2月末		3,224,717,747		6,873
3月末		3,027,051,936		6,365
4月末		3,066,436,292		6,426
5月末		3,044,058,204		6,320
平成23年 6月30日		3,098,196,269		6,401

②分配の推移

		1 万口当たりの分配額 (円)
第 1 計算期間末	平成 13 年 11 月 15 日	0
第 2 計算期間末	平成 14 年 11 月 15 日	0
第 3 計算期間末	平成 15 年 11 月 17 日	0
第 4 計算期間末	平成 16 年 11 月 15 日	0
第 5 計算期間末	平成 17 年 11 月 15 日	0
第 6 計算期間末	平成 18 年 11 月 15 日	1,400
第 7 計算期間末	平成 19 年 11 月 15 日	0
第 8 計算期間末	平成 20 年 11 月 17 日	0
第 9 計算期間末	平成 21 年 11 月 16 日	0
第 10 計算期間末	平成 22 年 11 月 15 日	0

③収益率の推移

期 間	収 益 率 (%)
第 1 計算期間 自 平成12年11月30日 至 平成13年11月15日	△ 27.34
第 2 計算期間 自 平成13年11月16日 至 平成14年11月15日	△ 18.74
第 3 計算期間 自 平成14年11月16日 至 平成15年11月17日	15.36
第 4 計算期間 自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日	15.24
第 5 計算期間 自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日	26.07
第 6 計算期間 自 平成17年11月16日 至 平成18年11月15日	15.67
第 7 計算期間 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	△ 4.55
第 8 計算期間 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日	△43.85

第 9計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	16.18
第10計算期間	自 平成21年11月17日 至 平成22年11月15日	1.57
第11計算期間 中間期	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日	△ 0.93

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して計算し、小数点第3位を四捨五入しています。なお、第1計算期間については、前期末基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 設定及び解約の実績

期 間		設 定 数 量 (口)	解 約 数 量 (口)
第 1計算期間	自 平成12年11月30日 至 平成13年11月15日	2,073,634,799	7,742,290
第 2計算期間	自 平成13年11月16日 至 平成14年11月15日	722,659	9,502,593
第 3計算期間	自 平成14年11月16日 至 平成15年11月17日	351,836,286	3,496,635
第 4計算期間	自 平成15年11月18日 至 平成16年11月15日	487,745	2,882,069
第 5計算期間	自 平成16年11月16日 至 平成17年11月15日	1,058,147,370	579,516,092
第 6計算期間	自 平成17年11月16日 至 平成18年11月15日	780,690,909	1,200,940,106
第 7計算期間	自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	2,343,031,355	705,800,224
第 8計算期間	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日	1,612,965,553	824,825,275
第 9計算期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	1,839,222,857	2,186,125,838
第10計算期間	自 平成21年11月17日 至 平成22年11月15日	1,263,848,881	1,024,902,589
第11計算期間 中間期	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日	524,488,133	533,093,836

(注1) 日本国外における設定および解約はありません。

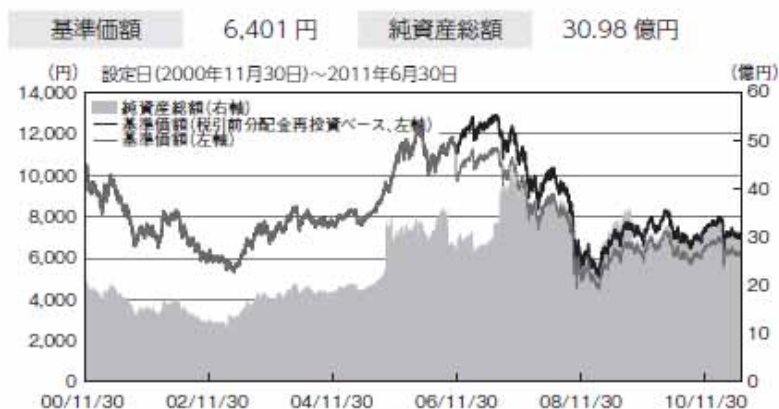
(注2) 第1計算期間の設定数量には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

(2011年6月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと
 して計算しています。
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2006年11月	1,400円
2007年11月	0円
2008年11月	0円
2009年11月	0円
2010年11月	0円
設定来累計	1,400円

※分配金は1万円当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況

■ 資産別構成

	比率
株式	99.8%
うち先物	18.6%
その他資産	0.2%
合計	100.0%

※比率は、ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

■ 組入上位10業種

	業種名	比率
1	電気機器	21.5%
2	情報・通信業	9.1%
3	小売業	7.6%
4	輸送用機器	6.9%
5	化学	6.4%
6	医薬品	6.2%
7	機械	5.3%
8	食料品	3.8%
9	精密機器	3.7%
10	卸売業	2.9%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

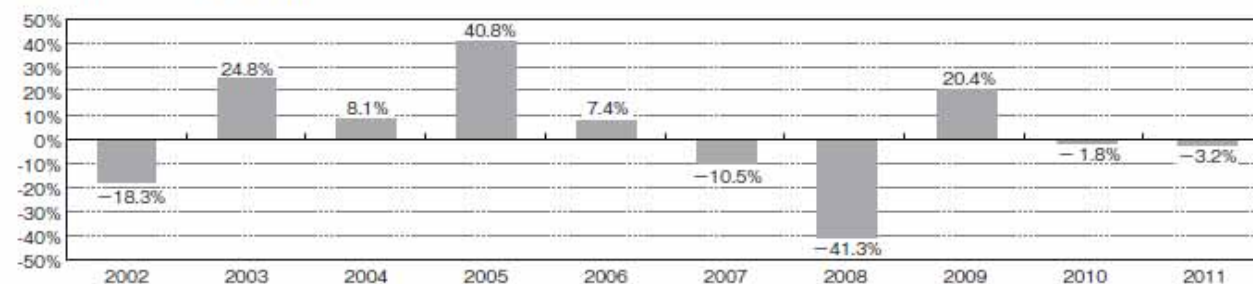
※業種は東証33業種分類によります。

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	比率
1	ファナック	5.3%
2	ファーストリテイリング	5.1%
3	ソフトバンク	3.6%
4	京セラ	3.2%
5	本田技研工業	2.4%
6	KDDI	2.3%
7	キヤノン	2.3%
8	TDK	1.7%
9	東京エレクトロン	1.7%
10	テルモ	1.7%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2011年は6月30日までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

- ①取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。
注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。
- ②取得申込者は、販売会社に取り口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ③当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。
- ④お申込み価額は、取得申込受付日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。
- ⑤お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税抜 2.0%^注）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
注：ここでの税とは、申込手数料にかかる消費税等をいいます。
- ⑥取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- ⑦「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。
また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。
注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。取得申込みの受け付けが中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとします。

2 換金（解約）手続等

<解約請求について>

- ①解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。
注：販売会社によっては午後3時より前に受け付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。
- ②委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
- ⑤ご解約価額は、解約請求受付日の基準価額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。
- ⑥ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社の営業所等において受

益者に支払われます。

- ⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

①基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して計算します。

基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

朝日ライフ 日経平均マザーファンド 受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価しています。
---------------------------	---------------------------

<参考>「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。
-----	--

②基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社：朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページアドレス

<http://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル

フヤソウトウシン

0120-283104

(営業日の9:00~17:00)

(2) 保管

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 信託期間

信託期間は無期限です。

※「(5)その他 ①信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 計算期間

原則として、毎年11月16日から翌年11月15日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

①信託の終了（償還）

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が当初設定受益権口数の10分の1をまたは5億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 3)から5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社はその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新たな受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4) 委託会社は、3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1)から5)までの規定にしたがいます。

③反対者の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

⑥関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「①信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

⑦信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（以下「償還日」といいます。）の後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

③換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3 ファンドの経理状況

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月16日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前および内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期計算期間(平成21年11月17日から平成22年11月15日まで)については内閣府令第50号改正後および内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第9期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月16日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間(平成21年11月17日から平成22年11月15日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月16日まで)および第10期計算期間(平成21年11月17日から平成22年11月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成23年3月31日付内閣府令第10号により改正されておりますが、第10期中間計算期間(平成21年11月17日から平成22年5月16日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第11期中間計算期間(平成22年11月16日から平成23年5月15日まで)については内閣府令第50号改正後の中間財務諸表等規則および内閣府令第10号附則第5条第1項により、内閣府令第10号改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(平成21年11月17日から平成22年5月16日まで)および第11期中間計算期間(平成22年11月16日から平成23年5月15日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成22年1月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山 正治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村 修 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。


以 上


独立監査人の監査報告書

平成23年1月20日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正志 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成21年11月17日から平成22年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成22年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

朝日ライフ 日経平均ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第9期 (平成21年11月16日現在)	第10期 (平成22年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	286,047,635	451,788,145
親投資信託受益証券	2,556,282,792	2,581,833,263
派生商品評価勘定	272,664	31,683,522
未収利息	470	742
前払金	11,670,000	—
差入委託証拠金	9,240,000	15,180,000
流動資産合計	2,863,513,561	3,080,485,672
資産合計	2,863,513,561	3,080,485,672
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,605,240	—
前受金	—	28,095,000
未払解約金	4,728,598	8,473,610
未払受託者報酬	1,671,962	1,535,123
未払委託者報酬	6,687,771	6,140,396
その他未払費用	83,535	76,694
流動負債合計	23,777,106	44,320,823
負債合計	23,777,106	44,320,823
純資産の部		
元本等		
元本	4,539,908,411	4,778,854,703
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,700,171,956	△1,742,689,854
(分配準備積立金)	103,778,137	112,093,967
元本等合計	2,839,736,455	3,036,164,849
純資産合計	2,839,736,455	3,036,164,849
負債純資産合計	2,863,513,561	3,080,485,672

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第9期	第10期
	自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
営業収益		
受取利息	190,970	188,334
有価証券売買等損益	437,667,588	53,550,471
派生商品取引等損益	75,879,020	10,771,651
営業収益合計	513,737,578	64,510,456
営業費用		
受託者報酬	3,078,257	3,111,256
委託者報酬	12,312,883	12,444,856
その他費用	153,790	155,443
営業費用合計	15,544,930	15,711,555
営業利益	498,192,648	48,798,901
経常利益	498,192,648	48,798,901
当期純利益	498,192,648	48,798,901
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	159,026,564	19,589,055
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△2,255,738,863	△1,700,171,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,722,961	380,840,368
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,722,961	380,840,368
剰余金減少額又は欠損金増加額	785,322,138	452,568,112
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	785,322,138	452,568,112
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,700,171,956	△1,742,689,854

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる直近の清算値段により評価しております。	有価証券先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (平成21年11月16日現在)	第10期 (平成22年11月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	4,886,811,392 円	4,539,908,411 円
期中追加設定元本額	1,839,222,857 円	1,263,848,881 円
期中一部解約元本額	2,186,125,838 円	1,024,902,589 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,539,908,411 口	4,778,854,703 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その金額は 1,700,171,956 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その金額は 1,742,689,854 円であります。
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	6,255 円 (0.6255 円)	6,353 円 (0.6353 円)

(損益及び剰余金計算に関する注記)

項目	第9期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	第10期 自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(39,451,998 円)、費用 控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益(0 円)、信託約款に規定 する収益調整金(199,907,909 円)お よび分配準備積立金(64,326,139 円) より、分配可能額は303,686,046 円 (1万口当たり668 円)でありました が、今期は分配を行いませんでした。	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(28,947,663 円)、費用 控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益(0 円)、信託約款に規定 する収益調整金(237,210,086 円)お よび分配準備積立金(83,146,304 円) より、分配可能額は349,304,053 円 (1万口当たり730 円)でありました が、今期は分配を行いませんでした。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第9期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	第10期 自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
	<p>1. 金融商品に対する取引方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、および信用リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p>

—	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
---	---

II 金融商品の時価等に関する事項

第9期 自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日	第10期 自 平成21年11月17日 至 平成22年11月15日
—	<p>1. 貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>(1) 親投資信託受益証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価格は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第9期(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,556,282,792	351,467,680
合計	2,556,282,792	351,467,680

第10期(自平成21年11月17日至平成22年11月15日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	57,008,916
合計	57,008,916

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第9期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	第10期 自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
<p>1. 取引の内容</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針</p> <p>株価指数先物取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。</p> <p>3. 取引の利用目的</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスク及び信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容</p> <p>株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しておりますが、ヘッジ目的で利用しているため、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的です。また、流動性リスクを有しておりますが、市場にて取引を行っているため、当リスクは低いと考えております。</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行・管理については、社内運用委員会により承認されたファンドの運用計画書に従い執行を行い、管理部門がその執行・組入れ状況を管理しております。また、独立部門である考査部門が運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	—

Ⅱ取引の時価等に関する事項
株式関連

種類	第9期 (平成21年11月16日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	284,732,576	—	274,400,000	△10,332,576
合計	284,732,576	—	274,400,000	△10,332,576
種類	第10期 (平成22年11月15日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	420,036,478	—	451,720,000	31,683,522
合計	420,036,478	—	451,720,000	31,683,522

(注) 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する計算期間末日に知りうる清算値段により評価しております。
※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自平成20年11月18日 至平成21年11月16日	第10期 自平成21年11月17日 至平成22年11月15日
該当事項はありません。	同左

(4) 附属明細表

①有価証券明細表

(株式)

該当事項はありません。

(株式以外の有価証券)

(平成22年11月15日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	朝日ライフ 日経平均マザーファンド	3,353,465,728	2,581,833,263	
合計		3,353,465,728	2,581,833,263	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

(参考情報)

当ファンドは、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の受益証券です。
なお、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成 21 年 11 月 16 日現在)	(平成 22 年 11 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,031,539	50,795,879
株式	2,896,936,320	2,918,116,200
新株予約権証券	168,000	—
派生商品評価勘定	—	2,295,261
未収配当金	17,255,880	20,793,380
未収利息	6	83
前払金	700,000	—
差入委託証拠金	660,000	—
流動資産合計	2,919,751,745	2,992,000,803
資産合計	2,919,751,745	2,992,000,803
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,265,256	—
前受金	—	1,752,000
流動負債合計	1,265,256	1,752,000
負債合計	1,265,256	1,752,000
純資産の部		
元本等		
元本	3,873,151,307	3,883,958,243
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△954,664,818	△893,709,440
元本等合計	2,918,486,489	2,990,248,803
純資産合計	2,918,486,489	2,990,248,803
負債純資産合計	2,919,751,745	2,992,000,803

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日	自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場から権利行使に必要となる金額を控除した価額に新株付与率を乗じて評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>同左</p> <p>—</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>有価証券先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する直近の清算値段により評価しております。</p>	<p>有価証券先物取引</p> <p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合は当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p> <p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益</p> <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 21 年 11 月 16 日現在)	(平成 22 年 11 月 15 日現在)
1. 有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	4,284,535,789 円	3,873,151,307 円
期中追加設定元本額	280,553,516 円	299,771,383 円
期中一部解約元本額	691,937,998 円	288,964,447 円
2. 元本の内訳		
朝日ライフ 日経平均ファンド	3,392,545,179 円	3,353,465,728 円
朝日ライフ DC日経平均ファンド	479,009,838 円	528,898,815 円
ALAMCO 日経平均ファンド 2009(適格機関投資家専用)	1,596,290 円	1,593,700 円
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は 954,664,818 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は 893,709,440 円であります。
4. 有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,873,151,307 口	3,883,958,243 口
5. 1 単位 (1 万口) 当たりの純資産額 (1 口当たりの純資産額)	7,535 円 (0.7535 円)	7,699 円 (0.7699 円)
6. 担保資産	株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入れています。 株式 17,540,000 円	株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入れています。 株式 12,500,000 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日	自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
—	<p>1. 金融商品に対する取引方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、および信用リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンス評価・リスク管理委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日	自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
—	<p>1. 貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>(1) 株式 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価格は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2, 896, 936, 320	352, 541, 309
新株予約権証券	168, 000	168, 000
合計	2, 897, 104, 320	352, 709, 309

(自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	12, 713, 535
合計	12, 713, 535

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日	自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
<p>1. 取引の内容</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針</p> <p>株価指数先物取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。</p> <p>3. 取引の利用目的</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスク及び信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するためであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容</p> <p>株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しておりますが、ヘッジ目的で利用しているため、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的です。また、流動性リスクを有しておりますが、市場にて取引を行っているため、当リスクは低いと考えております。</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>デリバティブ取引の執行・管理については、社内運用委員会により承認されたファンドの運用計画書に従い執行を行い、管理部門がその執行・組入れ状況を管理しております。また、独立部門である考査部門が運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	—

II 取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	(平成 21 年 11 月 16 日現在)			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建				
日経 2 2 5 先物	20,865,256	—	19,600,000	△ 1,265,256
合計	20,865,256	—	19,600,000	△ 1,265,256

種類	(平成 22 年 11 月 15 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建				
日経 2 2 5 先物	66,444,739	—	68,740,000	2,295,261
合計	66,444,739	—	68,740,000	2,295,261

(注) 時価評価にあたっては、有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する清算値段により評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成 20 年 11 月 18 日 至 平成 21 年 11 月 16 日	自 平成 21 年 11 月 17 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
該当事項はありません。	同左

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(株式)

(平成 22 年 11 月 15 日現在)

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	12,000	244.00	2,928,000	
	マルハニチロホールディングス	12,000	135.00	1,620,000	
	国際石油開発帝石	12	433,000.00	5,196,000	
	コムシスホールディングス	12,000	786.00	9,432,000	
	大成建設	12,000	178.00	2,136,000	
	大林組	12,000	328.00	3,936,000	
	清水建設	12,000	323.00	3,876,000	
	鹿島建設	12,000	200.00	2,400,000	
	大和ハウス工業	12,000	945.00	11,340,000	
	積水ハウス	12,000	784.00	9,408,000	
	日揮	12,000	1,639.00	19,668,000	
	千代田化工建設	12,000	740.00	8,880,000	
	日清製粉グループ本社	12,000	1,054.00	12,648,000	
	明治ホールディングス	1,200	3,675.00	4,410,000	
	日本ハム	12,000	995.00	11,940,000	
	サッポロホールディングス	12,000	348.00	4,176,000	
	アサヒビール	12,000	1,621.00	19,452,000	
	キリンホールディングス	12,000	1,131.00	13,572,000	
	宝ホールディングス	12,000	489.00	5,868,000	
	キッコーマン	12,000	888.00	10,656,000	
	味の素	12,000	787.00	9,444,000	
	ニチレイ	12,000	374.00	4,488,000	

日本たばこ産業	60	280,000.00	16,800,000
東洋紡績	12,000	140.00	1,680,000
ユニチカ	12,000	70.00	840,000
日清紡ホールディングス	12,000	859.00	10,308,000
帝人	12,000	310.00	3,720,000
東レ	12,000	467.00	5,604,000
王子製紙	12,000	377.00	4,524,000
三菱製紙	12,000	86.00	1,032,000
北越紀州製紙	12,000	435.00	5,220,000
日本製紙グループ本社	1,200	2,054.00	2,464,800
クラレ	12,000	1,160.00	13,920,000
旭化成	12,000	488.00	5,856,000
昭和電工	12,000	158.00	1,896,000
住友化学	12,000	347.00	4,164,000
日産化学工業	12,000	1,008.00	12,096,000
日本曹達	12,000	347.00	4,164,000
東ソー	12,000	227.00	2,724,000
電気化学工業	12,000	366.00	4,392,000
信越化学工業	12,000	4,140.00	49,680,000
三井化学	12,000	242.00	2,904,000
三菱ケミカルホールディングス	6,000	449.00	2,694,000
宇部興産	12,000	201.00	2,412,000
日本化薬	12,000	803.00	9,636,000
花王	12,000	2,144.00	25,728,000
富士フイルムホールディングス	12,000	2,839.00	34,068,000
資生堂	12,000	1,779.00	21,348,000
協和発酵キリン	12,000	828.00	9,936,000
武田薬品工業	12,000	3,920.00	47,040,000
アステラス製薬	12,000	3,060.00	36,720,000
大日本住友製薬	12,000	755.00	9,060,000
塩野義製薬	12,000	1,427.00	17,124,000
中外製薬	12,000	1,465.00	17,580,000
エーザイ	12,000	2,867.00	34,404,000
第一三共	12,000	1,804.00	21,648,000
昭和シェル石油	12,000	711.00	8,532,000
JXホールディングス	12,000	509.00	6,108,000
横浜ゴム	12,000	425.00	5,100,000
ブリヂストン	12,000	1,484.00	17,808,000
日東紡績	12,000	201.00	2,412,000
旭硝子	12,000	886.00	10,632,000
日本板硝子	12,000	189.00	2,268,000
日本電気硝子	18,000	1,168.00	21,024,000
住友大阪セメント	12,000	161.00	1,932,000
太平洋セメント	12,000	93.00	1,116,000
東海カーボン	12,000	479.00	5,748,000
TOTO	12,000	564.00	6,768,000

日本碍子	12,000	1,230.00	14,760,000
新日本製鐵	12,000	275.00	3,300,000
住友金属工業	12,000	207.00	2,484,000
神戸製鋼所	12,000	187.00	2,244,000
日新製鋼	12,000	154.00	1,848,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,200	2,699.00	3,238,800
大平洋金属	12,000	659.00	7,908,000
日本軽金属	12,000	146.00	1,752,000
三井金属鉱業	12,000	253.00	3,036,000
東邦亜鉛	12,000	379.00	4,548,000
三菱マテリアル	12,000	267.00	3,204,000
住友金属鉱山	12,000	1,350.00	16,200,000
DOWAホールディングス	12,000	511.00	6,132,000
古河機械金属	12,000	89.00	1,068,000
古河電気工業	12,000	339.00	4,068,000
住友電気工業	12,000	1,056.00	12,672,000
フジクラ	12,000	359.00	4,308,000
SUMCO	1,200	1,318.00	1,581,600
東洋製罐	12,000	1,531.00	18,372,000
日本製鋼所	12,000	864.00	10,368,000
オークマ	12,000	532.00	6,384,000
小松製作所	12,000	2,209.00	26,508,000
住友重機械工業	12,000	506.00	6,072,000
日立建機	12,000	1,840.00	22,080,000
クボタ	12,000	767.00	9,204,000
荏原製作所	12,000	325.00	3,900,000
ダイキン工業	12,000	2,904.00	34,848,000
日本精工	12,000	675.00	8,100,000
NTN	12,000	375.00	4,500,000
ジェイテクト	12,000	926.00	11,112,000
日立造船	12,000	117.00	1,404,000
三菱重工業	12,000	296.00	3,552,000
IHI	12,000	163.00	1,956,000
コニカミノルタホールディングス	12,000	894.00	10,728,000
ミネベア	12,000	474.00	5,688,000
日立製作所	12,000	393.00	4,716,000
東芝	12,000	424.00	5,088,000
三菱電機	12,000	809.00	9,708,000
富士電機ホールディングス	12,000	199.00	2,388,000
明電舎	12,000	345.00	4,140,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	12,000	547.00	6,564,000
日本電気	12,000	226.00	2,712,000
富士通	12,000	546.00	6,552,000
沖電気工業	12,000	67.00	804,000
パナソニック	12,000	1,209.00	14,508,000
シャープ	12,000	828.00	9,936,000

ソニー	12,000	2,790.00	33,480,000
TDK	12,000	5,230.00	62,760,000
ミツミ電機	12,000	1,510.00	18,120,000
アルプス電気	12,000	781.00	9,372,000
パイオニア	12,000	290.00	3,480,000
横河電機	12,000	556.00	6,672,000
アドバンテスト	24,000	1,650.00	39,600,000
カシオ計算機	12,000	627.00	7,524,000
ファナック	12,000	12,220.00	146,640,000
京セラ	12,000	8,610.00	103,320,000
太陽誘電	12,000	1,161.00	13,932,000
キヤノン	18,000	3,955.00	71,190,000
リコー	12,000	1,237.00	14,844,000
東京エレクトロン	12,000	5,070.00	60,840,000
デンソー	12,000	2,649.00	31,788,000
三井造船	12,000	189.00	2,268,000
川崎重工業	12,000	244.00	2,928,000
日産自動車	12,000	785.00	9,420,000
いすゞ自動車	12,000	342.00	4,104,000
トヨタ自動車	12,000	3,140.00	37,680,000
日野自動車	12,000	378.00	4,536,000
三菱自動車工業	12,000	108.00	1,296,000
マツダ	12,000	218.00	2,616,000
本田技研工業	24,000	3,035.00	72,840,000
スズキ	12,000	2,035.00	24,420,000
富士重工業	12,000	606.00	7,272,000
テルモ	12,000	4,410.00	52,920,000
ニコン	12,000	1,668.00	20,016,000
オリンパス	12,000	2,249.00	26,988,000
シチズンホールディングス	12,000	517.00	6,204,000
凸版印刷	12,000	682.00	8,184,000
大日本印刷	12,000	1,040.00	12,480,000
ヤマハ	12,000	1,002.00	12,024,000
東京電力	1,200	1,914.00	2,296,800
中部電力	1,200	2,015.00	2,418,000
関西電力	1,200	2,041.00	2,449,200
東京瓦斯	12,000	375.00	4,500,000
大阪瓦斯	12,000	313.00	3,756,000
東武鉄道	12,000	458.00	5,496,000
東京急行電鉄	12,000	363.00	4,356,000
小田急電鉄	12,000	770.00	9,240,000
京王電鉄	12,000	578.00	6,936,000
京成電鉄	12,000	564.00	6,768,000
東日本旅客鉄道	1,200	4,925.00	5,910,000
西日本旅客鉄道	12	300,000.00	3,600,000
東海旅客鉄道	12	630,000.00	7,560,000

日本通運	12,000	340.00	4,080,000	
ヤマトホールディングス	12,000	1,105.00	13,260,000	
日本郵船	12,000	358.00	4,296,000	
商船三井	12,000	562.00	6,744,000	
川崎汽船	12,000	340.00	4,080,000	
全日本空輸	12,000	306.00	3,672,000	
三菱倉庫	12,000	1,051.00	12,612,000	
ヤフー	48	28,880.00	1,386,240	
トレンドマイクロ	12,000	2,481.00	29,772,000	
スカパー J S A Tホールディングス	12	27,930.00	335,160	
日本電信電話	1,200	3,835.00	4,602,000	
K D D I	120	470,500.00	56,460,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	12	136,100.00	1,633,200	
東宝	1,200	1,276.00	1,531,200	
エヌ・ティ・ティ・データ	120	266,200.00	31,944,000	
C S K	12,000	303.00	3,636,000	
コナミ	12,000	1,534.00	18,408,000	
ソフトバンク	36,000	2,829.00	101,844,000	
双日	1,200	152.00	182,400	
伊藤忠商事	12,000	765.00	9,180,000	
丸紅	12,000	534.00	6,408,000	
豊田通商	12,000	1,335.00	16,020,000	
三井物産	12,000	1,326.00	15,912,000	
住友商事	12,000	1,107.00	13,284,000	
三菱商事	12,000	2,106.00	25,272,000	
J. フロント リテイリング	12,000	468.00	5,616,000	
三越伊勢丹ホールディングス	12,000	969.00	11,628,000	
セブン&アイ・ホールディングス	12,000	1,981.00	23,772,000	
高島屋	12,000	677.00	8,124,000	
丸井グループ	12,000	680.00	8,160,000	
イオン	12,000	1,017.00	12,204,000	
ユニー	12,000	724.00	8,688,000	
ファーストリテイリング	12,000	12,500.00	150,000,000	*
新生銀行	12,000	72.00	864,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,000	391.00	4,692,000	
りそなホールディングス	1,200	463.00	555,600	
中央三井トラスト・ホールディングス	12,000	301.00	3,612,000	
三井住友フィナンシャルグループ	1,200	2,519.00	3,022,800	
千葉銀行	12,000	506.00	6,072,000	
横浜銀行	12,000	418.00	5,016,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	12,000	329.00	3,948,000	
静岡銀行	12,000	720.00	8,640,000	
住友信託銀行	12,000	458.00	5,496,000	
みずほ信託銀行	12,000	74.00	888,000	
みずほフィナンシャルグループ	12,000	127.00	1,524,000	
大和証券グループ本社	12,000	377.00	4,524,000	

野村ホールディングス	12,000	460.00	5,520,000
みずほ証券	12,000	185.00	2,220,000
松井証券	12,000	481.00	5,772,000
NKS Jホールディングス	12,000	577.00	6,924,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	3,600	2,033.00	7,318,800
東京海上ホールディングス	6,000	2,352.00	14,112,000
T&Dホールディングス	1,200	1,753.00	2,103,600
クレディセゾン	12,000	1,324.00	15,888,000
三井不動産	12,000	1,502.00	18,024,000
三菱地所	12,000	1,444.00	17,328,000
平和不動産	12,000	222.00	2,664,000
東京建物	12,000	322.00	3,864,000
東急不動産	12,000	392.00	4,704,000
住友不動産	12,000	1,831.00	21,972,000
電通	12,000	2,121.00	25,452,000
東京ドーム	12,000	211.00	2,532,000
セコム	12,000	3,710.00	44,520,000
合計 (223 銘柄)	2,456,808		2,918,116,200

注 *差入証拠金代用有価証券として以下の有価証券を差入れています。

銘柄	株数
ファーストリテイリング	1,000

(株式以外の有価証券)
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
当表に記載すべき内容は、「注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ取引の時価等に関する事項」にて開示しておりますので、記載を省略しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年7月23日


朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山正治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

窪寺 信 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成21年11月17日から平成22年5月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成22年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年11月17日から平成22年5月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成23年7月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山 正治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

窪寺 信 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ 日経平均ファンドの平成22年11月16日から平成23年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ 日経平均ファンドの平成23年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年11月16日から平成23年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

朝日ライフ 日経平均ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第10期中間計算期間 (平成22年 5月16日現在)	第11期中間計算期間 (平成23年 5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	346,434,994	433,897,775
親投資信託受益証券	2,745,920,699	2,552,383,340
派生商品評価勘定	—	910,487
未収利息	569	713
前払金	—	31,160,000
差入委託証拠金	10,560,000	28,980,000
流動資産合計	3,102,916,262	3,047,332,315
資産合計	3,102,916,262	3,047,332,315
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,256,122	33,542,554
前受金	900,000	—
未払解約金	2,439,439	3,109,904
未払受託者報酬	1,549,496	1,601,315
未払委託者報酬	6,197,913	6,405,193
その他未払費用	77,418	80,004
流動負債合計	16,420,388	44,738,970
負債合計	16,420,388	44,738,970
純資産の部		
元本等		
元本	4,589,480,438	4,770,249,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△1,502,984,564	△1,767,655,655
(分配準備積立金)	91,570,466	100,156,401
元本等合計	3,086,495,874	3,002,593,345
純資産合計	3,086,495,874	3,002,593,345
負債純資産合計	3,102,916,262	3,047,332,315

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期中間計算期間 自平成21年11月17日 至平成22年 5月16日	第11期中間計算期間 自平成22年11月16日 至平成23年 5月15日
営業収益		
受取利息	79,331	127,835
有価証券売買等損益	199,637,907	△16,449,923
派生商品取引等損益	21,273,792	△1,428,739
営業収益合計	220,991,030	△17,750,827
営業費用		
受託者報酬	1,549,496	1,601,315
委託者報酬	6,197,913	6,405,193
その他費用	77,418	80,004
営業費用合計	7,824,827	8,086,512
営業利益	213,166,203	△25,837,339
経常利益	213,166,203	△25,837,339
中間純利益	213,166,203	△25,837,339
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	25,398,061	8,076,704
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,700,171,956	△1,742,689,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	209,612,965	193,858,390
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	209,612,965	193,858,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	200,193,715	184,910,148
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	200,193,715	184,910,148
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△1,502,984,564	△1,767,655,655

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 自平成21年11月17日 至平成22年 5月16日	第11期中間計算期間 自平成22年11月16日 至平成23年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額により評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する中間計算期間末日に知りうる直近の清算値段により評価しております。	有価証券先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 (平成22年5月16日現在)	第11期中間計算期間 (平成23年5月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	4,539,908,411円	4,778,854,703円
期中追加設定元本額	611,371,748円	524,488,133円
期中一部解約元本額	561,799,721円	533,093,836円
2. 中間計算期間末日における受益権の総 数	4,589,480,438口	4,770,249,000口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、その金 額は1,502,984,564円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、その金 額は1,767,655,655円であります。
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	6,725円 (0.6725円)	6,294円 (0.6294円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第10期中間計算期間 自 平成21年11月17日 至 平成22年5月16日	第11期中間計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年5月15日
—	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>(1) 親投資信託受益証券 「中間注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定 「中間注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	第10期中間計算期間 (平成22年5月16日現在)				
	契約額等 (円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	339,656,122	—		334,400,000	△5,256,122
合計	339,656,122	—		334,400,000	△5,256,122

種類	第11期中間計算期間 (平成23年5月15日現在)				
	契約額等 (円)	うち1年超		時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	477,452,067	—		444,820,000	△32,632,067
合計	477,452,067	—		444,820,000	△32,632,067

(注) 時価評価にあたっては、当該取引所の発表する中間計算期間末日に知りうる直近の清算値段により評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(参考情報)

当ファンドは、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の受益証券です。

なお、「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況は以下のとおりです。

「朝日ライフ 日経平均マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成22年5月16日現在)	(平成23年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,095,875	45,088,254
株式	3,100,585,200	2,885,020,560
派生商品評価勘定	—	475,249
未収配当金	24,250,104	28,099,344
未収利息	34	74
前払金	790,000	3,350,000

	流動資産合計	3,146,721,213	2,962,033,481
	資産合計	3,146,721,213	2,962,033,481
負債の部			
	流動負債		
	派生商品評価勘定	1,560,922	4,053,204
	流動負債合計	1,560,922	4,053,204
	負債合計	1,560,922	4,053,204
純資産の部			
	元本等		
	元本	3,871,268,223	3,866,935,737
	剰余金		
	剰余金又は欠損金(△)	△726,107,932	△908,955,460
	元本等合計	3,145,160,291	2,957,980,277
	純資産合計	3,145,160,291	2,957,980,277
	負債純資産合計	3,146,721,213	2,962,033,481

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年11月17日 至 平成22年 5月16日	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、半期報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	有価証券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、半期報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する直近の清算値段により評価しております。	有価証券先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年5月16日現在)	(平成23年5月15日現在)
1. 半期報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
期首元本額	3,873,151,307円	3,883,958,243円
期中追加設定元本額	11,904,649円	18,271,965円
期中一部解約元本額	13,787,733円	35,294,471円
2. 元本の内訳		
朝日ライフ 日経平均ファンド	3,380,010,709円	3,336,885,005円
朝日ライフ DC日経平均ファンド	489,662,452円	528,458,369円
ALAMCO 日経平均ファンド2009(適格機関投資家専用)	1,595,062円	1,592,363円
3. 半期報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	3,871,268,223口	3,866,935,737口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は726,107,932円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は908,955,460円であります。
5. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	8,124円 (0.8124円)	7,649円 (0.7649円)
6. 担保資産	株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入しております。 株式 13,480,000円	株価指数先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下の資産を差入しております。 株式 24,080,000円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

自 平成21年11月17日 至 平成22年5月16日	自 平成22年11月16日 至 平成23年5月15日
—	<p>1. 貸借対照表計上額、時価および差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>(1) 株式</p> <p>「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定</p> <p>「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>

	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
--	---

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	(平成22年5月16日現在)			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	43,360,922	—	41,800,000	△1,560,922
合計	43,360,922	—	41,800,000	△1,560,922

種類	(平成23年5月15日現在)			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建 日経225先物	71,267,955	—	67,690,000	△3,577,955
合計	71,267,955	—	67,690,000	△3,577,955

(注) 時価評価にあたっては、半期報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる当該取引所の発表する直近の清算値段により評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2 ファンドの現況

【純資産額計算書】

平成23年6月30日

I 資産総額	3,124,662,813 円
II 負債総額	26,466,544 円
III 純資産総額 (I - II)	3,098,196,269 円
IV 発行済数量	4,839,884,347 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.6401 円
(1万口当たり純資産額)	(6,401 円)

<参考>マザーファンドの現況

平成23年6月30日

I 資産総額	3,038,204,831 円
II 負債総額	3,072,000 円
III 純資産総額 (I - II)	3,035,132,831 円
IV 発行済数量	3,897,306,921 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.7788 円
(1万口当たり純資産額)	(7,788 円)

第4 国内投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

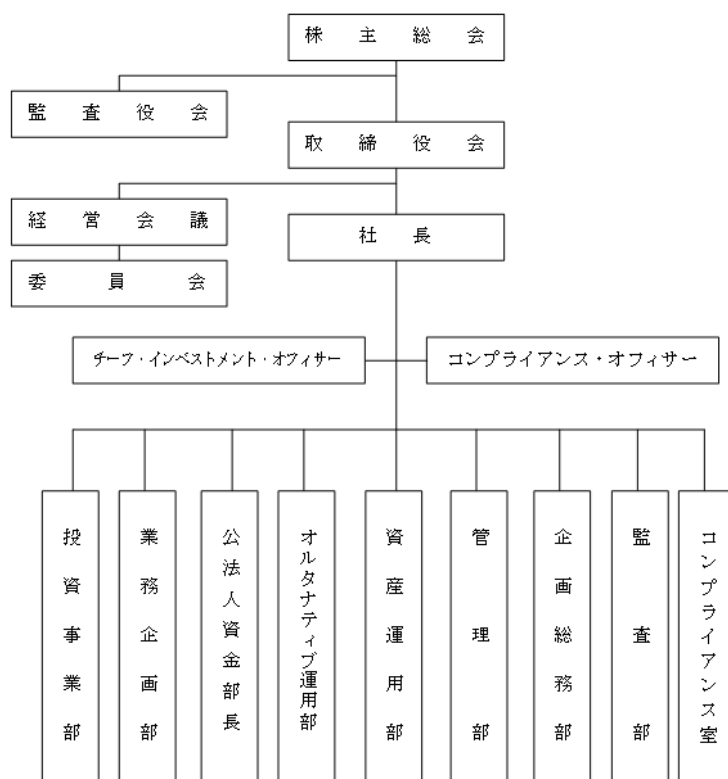
1 委託会社等の概況

①資本金の額等（平成23年6月末現在）

- 1) 資本金：3,000百万円
- 2) 発行可能株式総数：64,000株
- 3) 発行済株式総数：32,000株
- 4) 最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

②委託会社の機構

- ・会社の意思決定機構



・投資運用の意思決定機構

- 1) ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスに係わる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。
また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。
 - a. ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
 - b. 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション等の投資戦略の大綱を決定します。
 - c. 投資政策委員会の決定を受けて、投信運用委員会においてファンドの具体的な投資方針を決定します。
- 2) 運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
- 3) パフォーマンス評価・リスク管理委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

(注)委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言業務を行っています。平成23年6月30日現在、当社の証券投資信託のうち、公募により勧誘が行われたものについての本数および純資産総額は以下のとおりです。下記その他、私募により勧誘が行われた証券投資信託（純資産総額合計1,964億円）の運用を行っています。

種 類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	8	53,606
合 計	8	53,606

3 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成22年6月25日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

杉山 正 治 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

木村 修 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

杉山正治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

窪寺信



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表

(1) 貸借対照表

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			千円	%		千円	%
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			1,912,903			1,878,783	
有価証券			199,660			-	
前払費用	※2		40,677			43,490	
未収委託者報酬			128,375			140,954	
未収運用受託報酬	※2		333,613			405,408	
未収還付法人税等			766			-	
未収収益			11,928			11,816	
繰延税金資産			139,753			59,407	
その他			17,593			33,271	
流動資産計			2,785,271	67.5		2,573,132	63.4
固定資産							
有形固定資産							
建物	※1	23,205			20,586		
器具備品	※1	17,898	41,104	1.0	20,900	41,486	1.0
無形固定資産							
電話加入権		2,776			2,776		
ソフトウェア		9,068	11,844	0.3	7,957	10,733	0.3
投資その他の資産							
投資有価証券		1,206,513			1,310,501		
関係会社株式		39,857			39,857		
長期差入保証金	※2	34,033			29,820		
繰延税金資産		4,685	1,285,089	31.2	50,119	1,430,298	35.3
固定資産計			1,338,038	32.5		1,482,518	36.6
資産合計			4,123,310	100.0		4,055,650	100.0

期別		第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			千円	%		千円	%
(負債の部)							
流動負債							
預り金			7,035			6,337	
未払金							
未払手数料		35,626			39,103		
その他未払金		9,795	45,422		12,063	51,167	
未払費用			176,363			267,058	
未払法人税等			-			264	
未払消費税等			3,414			18,383	
賞与引当金			2,890			82,020	
流動負債計			235,126	5.7		425,230	10.5
負債合計			235,126	5.7		425,230	10.5
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			3,000,000	72.8		3,000,000	74.0
資本剰余金							
資本準備金		524,000	524,000	12.7	524,000	524,000	12.9
利益剰余金							
利益準備金		216,800			216,800		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		147,181	363,981	8.8	△ 110,869	105,930	2.6
株主資本合計			3,887,981	94.3		3,629,930	89.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			202	0.0		489	0.0
評価・換算差額等合計			202	0.0		489	0.0
純資産合計			3,888,184	94.3		3,630,419	89.5
負債・純資産合計			4,123,310	100.0		4,055,650	100.0

(2) 損益計算書

期別		第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)			第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
			千円	%		千円	%
営業収益							
委託者報酬		1,307,188			1,474,346		
運用受託報酬		1,374,326			1,329,383		
その他営業収益		59,800	2,741,315	100.0	67,967	2,871,697	100.0
営業費用	※1						
支払手数料			338,302			365,358	
広告宣伝費			12,722			15,862	
公告費			1,140			1,140	
調査費							
調査費		395,176			396,780		
委託調査費		840,035			1,014,938		
図書費		2,416	1,237,627		2,390	1,414,109	
営業雑経費							
通信費		3,393			3,611		
印刷費		7,046			8,764		
協会費		4,138			3,743		
諸会費		1,153			1,253		
その他営業雑経費		982	16,713		825	18,197	
営業費用計			1,606,507	58.6		1,814,668	63.2
一般管理費	※1						
給料							
役員報酬		67,143			77,984		
給料・手当		702,779			746,694		
賞与		△ 2,496	767,426		8,445	833,124	
交際費			6,493			6,192	
寄付金			2,897			2,970	
旅費交通費			28,851			25,577	
租税公課			13,735			14,571	
不動産賃借料			93,340			89,537	
退職給付費用			37,340			39,677	
福利厚生費			98,727			92,550	
賞与引当金繰入			2,537			73,387	
固定資産減価償却費	※2		18,381			15,371	
諸経費			101,593			93,563	
一般管理費計			1,171,325	42.7		1,286,523	44.8
営業損失(△)			△ 36,518	△ 1.3		△ 229,493	△ 8.0
営業外収益							
受取配当金	※1		15,300			18,360	
有価証券利息			18,362			17,927	

受取利息			419			239	
受取賃借料			16,748			14,870	
雑収入	※1		2,884			1,765	
営業外収益計			53,715	1.9		53,162	1.9
営業外費用							
雑損			8,456			14	
営業外費用計			8,456	0.3		14	0.0
経常利益又は経常損失(△)			8,740	0.3		△ 176,346	△ 6.1
特別損失							
固定資産除却損	※3		108			269	
投資有価証券評価損			13,883			-	
原状回復費			2,400			-	
勤労対策特別費用			-			40,884	
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-			3,316	
その他特別損失			-			229	
特別損失計			16,392	0.6		44,699	1.6
税引前当期純損失(△)			△ 7,651	△ 0.3		△ 221,045	△ 7.7
法人税、住民税及び事業税		2,290			2,290		
法人税等調整額		△ 1,031	1,258	0.0	34,715	37,005	1.3
当期純損失(△)			△ 8,910	△ 0.3		△ 258,051	△ 9.0

(3) 株主資本等変動計算書

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

株主資本		千円	
資本金	前期末残高	3,000,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	3,000,000	
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
資本剰余金合計	前期末残高	524,000	
	当期変動額	-	
	当期末残高	524,000	
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	216,800	
	当期変動額	剰余金の配当 -	
	当期末残高	216,800	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	156,092	
	当期変動額	剰余金の配当	-
		当期純損失	△ 8,910
	当期末残高	147,181	
利益剰余金合計	前期末残高	372,892	
	当期変動額	△ 8,910	
	当期末残高	363,981	
株主資本合計	前期末残高	3,896,892	
	当期変動額	△ 8,910	
	当期末残高	3,887,981	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△ 4	
	当期変動額	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） 206	
	当期末残高	202	
評価・換算差額等合計	前期末残高	△ 4	
	当期変動額	206	
	当期末残高	202	
純資産合計	前期末残高	3,896,887	
	当期変動額	△ 8,703	
	当期末残高	3,888,184	

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

株主資本		千円
資本金	前期末残高	3,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	3,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	524,000
	当期変動額	-
	当期末残高	524,000
資本剰余金合計	前期末残高	524,000
	当期変動額	-
	当期末残高	524,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	216,800
	当期変動額	剰余金の配当 -
	当期末残高	216,800
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	147,181
	当期変動額	剰余金の配当 - 当期純損失 △ 258,051
	当期末残高	△ 110,869
利益剰余金合計	前期末残高	363,981
	当期変動額	△ 258,051
	当期末残高	105,930
株主資本合計	前期末残高	3,887,981
	当期変動額	△ 258,051
	当期末残高	3,629,930
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	202
	当期変動額	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） 287
	当期末残高	489
評価・換算差額等合計	前期末残高	202
	当期変動額	287
	当期末残高	489
純資産合計	前期末残高	3,888,184
	当期変動額	△ 257,764
	当期末残高	3,630,419

重要な会計方針

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの…移動平均法による原価法</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの…同 左</p> <p>時価のないもの…同 左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>有形固定資産…定率法 (ただし平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を 採用しております。</p> <p>主な耐用年数は、建物8年～24年、器具備品3年～15年 であります。</p> <p>無形固定資産…定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては社内におけ る利用可能期間 (5年) に基づいております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>有形固定資産…同 左</p> <p>無形固定資産…同 左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支 給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金</p> <p>同 左</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理してしま す。</p>	<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>同 左</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の処理方法</p> <p>同 左</p>

会計方針の変更

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産 除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用してしま す。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失が545 千円、税引前当期純損失が3,861千円増加しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額		※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	26,151千円	建物	28,770千円
器具備品	92,402千円	器具備品	95,717千円
※2 関係会社に対する資産及び負債		※2 関係会社に対する資産及び負債	
前払費用	4,579千円	前払費用	4,579千円
未収運用受託報酬	3,376千円	未収運用受託報酬	2,852千円
長期差入保証金	27,755千円	長期差入保証金	27,755千円

(損益計算書関係)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
営業費用	214,614千円	営業費用	214,927千円
一般管理費	206,563千円	一般管理費	258,006千円
受取配当金	15,300千円	受取配当金	18,360千円
雑収入	315千円	雑収入	312千円
※2 減価償却実施額		※2 減価償却実施額	
有形固定資産	10,956千円	有形固定資産	11,060千円
建物	2,996千円	建物	2,619千円
器具備品	7,959千円	器具備品	8,441千円
無形固定資産	7,424千円	無形固定資産	4,310千円
ソフトウェア	7,424千円	ソフトウェア	4,310千円
※3 固定資産除却損の内訳		※3 固定資産除却損の内訳	
器具備品	70千円	器具備品	232千円
その他	38千円	その他	37千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

会社が保有する自己株式はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

<追加情報>

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業(委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務)、投資助言・代理業(投資顧問契約に係る業務)及び投資運用業(投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務)を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式(子会社株式)、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,912,903	1,912,903	-
(2) 未収収益	473,917	473,917	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,403,832	1,445,500	41,667
②その他有価証券	2,341	2,341	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 非上場株式(貸借対照表価額39,857千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,912,903	-	-	-
未収収益	473,917	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	608,277	-	-
(2) 社債	199,660	99,681	-	-
(3) その他	-	199,730	296,483	-
合計	2,586,480	907,689	296,483	-

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業(委託者指図型投資信託の受益権の私募に係る業務)、投資助言・代理業(投資顧問契約に係る業務)及び投資運用業(投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務)を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式(子会社株式)、投資信託、及び満期保有目的の債券が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,878,783	1,878,783	-
(2) 未収委託者報酬	140,954	140,954	-
(3) 未収運用受託報酬	405,408	405,408	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,306,676	1,342,550	35,873

②その他有価証券	3,824	3,824	-
(5) 未払費用	267,058	267,058	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2) 非上場株式（貸借対照表価額39,857千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,878,783	-	-	-
未収委託者報酬	140,954	-	-	-
未収運用受託報酬	405,408	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	606,097	-	-
(2) 社債	-	99,829	-	-
(3) その他	-	396,887	203,861	-
合計	2,425,146	1,102,814	203,861	-

(有価証券関係)

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	608,277	618,710	10,432
	(2) 社債	299,341	303,060	3,718
	(3) その他	496,213	523,730	27,516
	小計	1,403,832	1,445,500	41,667
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,403,832	1,445,500	41,667

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	1,000	1,374	374
	小計	1,000	1,374	374
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,000	966	△ 33
	小計	1,000	966	△ 33
合計		2,000	2,341	341

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	606,097	614,990	8,892
	(2) 社債	99,829	101,170	1,340
	(3) その他	496,887	523,250	26,362
	小計	1,202,814	1,239,410	36,595
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	103,861	103,140	△ 721
	小計	103,861	103,140	△ 721
合計		1,306,676	1,342,550	35,873

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式27,357千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,000	3,824	824
	小計	3,000	3,824	824
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,000	3,824	824

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳 (単位：千円)

確定拠出掛金等	37,340
---------	--------

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳 (単位：千円)

確定拠出掛金等	39,677
---------	--------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
(流動)	(単位：千円)	(流動)	(単位：千円)
未払事業税	2,613	未払事業税	2,250
未払事業所税	1,286	未払事業所税	1,287
賞与引当金	1,032	賞与引当金	29,861
未払役員報酬	311	未払役員報酬	308
未払法定福利費	186	未払法定福利費	3,512
未払寄付金	620	未払寄付金	634
インデックス使用料	152	コンサルティング費用	203
未払確定拠出掛金	1,259	インデックス使用料	152
未返還投資顧問料	2,570	未払確定拠出掛金	1,295
未払監査費用否認額	5,420	未返還投資顧問料	2,610
繰越欠損金	124,298	未払監査費用	3,355
小計	139,753	未払アセスメント費用	1,395
		繰越欠損金	12,537
		小計	59,407
(固定)		(固定)	
関係会社株式評価損	4,265	関係会社株式評価損	4,265
インデックス使用料	508	インデックス使用料	356
その他	63	敷金	1,571
小計	4,837	繰越欠損金	169,479
繰延税金資産合計	144,591	小計	175,672
		評価性引当金	△125,216
		繰延税金資産合計	50,455
繰延税金負債		繰延税金負債	
(固定)		(固定)	
その他有価証券評価差額金	152	その他有価証券評価差額金	335
繰延税金負債合計	152	繰延税金負債合計	335
繰延税金資産の純額	144,439	繰延税金資産の純額	109,527

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。	同左

(持分法損益等)

第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (単位：千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	125,143
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,770

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (単位：千円)

関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	127,764
持分法を適用した場合の投資利益の金額	20,981

(資産除去債務関係)

第26期 (平成23年3月31日現在)

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高 (注)	23,943千円
増減額 (△は減少)	△545千円
当事業年度末残高	23,398千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

<追加情報>

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、および、証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	37,873	未収運用受託報酬	3,376
							出向者人件費の支払、代行手数料支払、賃借料・共益費支払他	337,642	未払金	15,394
										前払費用

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	166,000	生命保険業	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、および、証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬	35,115	未収運用受託報酬	2,852
							出向者人件費の支払、代 hands 手数料支払、賃借料・共益費支払他	386,179	未払金	18,046
									前払費用	4,579

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場していません）

(1株当たり情報)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)																	
1株当たり純資産額	121,505.75円	1株当たり純資産額	113,450.62円																
1株当たり当期純損失	△278.44円	1株当たり当期純損失	△8,064.09円																
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>(注) 1株当たりの当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>損益計算書上の当期純損失 (千円)</td> <td>△ 8,910</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失 (千円)</td> <td>△ 8,910</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>32,000</td> </tr> </table>		損益計算書上の当期純損失 (千円)	△ 8,910	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式に係る当期純損失 (千円)	△ 8,910	普通株式の期中平均株式数 (株)	32,000	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>(注) 1株当たりの当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>損益計算書上の当期純損失 (千円)</td> <td>△ 258,051</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失 (千円)</td> <td>△ 258,051</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>32,000</td> </tr> </table>		損益計算書上の当期純損失 (千円)	△ 258,051	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式に係る当期純損失 (千円)	△ 258,051	普通株式の期中平均株式数 (株)	32,000
損益計算書上の当期純損失 (千円)	△ 8,910																		
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																		
普通株式に係る当期純損失 (千円)	△ 8,910																		
普通株式の期中平均株式数 (株)	32,000																		
損益計算書上の当期純損失 (千円)	△ 258,051																		
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																		
普通株式に係る当期純損失 (千円)	△ 258,051																		
普通株式の期中平均株式数 (株)	32,000																		

(重要な後発事象)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

- ①定款の変更等
 - 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
 - 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
 - 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。
- ②訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

朝日ライフ 日経平均ファンド
運用の基本方針

約款第 20 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

朝日ライフ 日経平均マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通して、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。なお、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用します。
- ②日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ④資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として 11 月 15 日、ただし、休業日の場合には翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して決定します。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
朝日ライフ 日経平均ファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、金 20 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 7 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項および第 51 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については 20 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額に、2%を上限とし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第12条 （削除）

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条

(削除)

第 16 条

(削除)

第 17 条

(削除)

第 18 条

(削除)

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者は、信託金を、主として朝日ライフ アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された朝日ライフ 日経平均マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとし、
9. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券に係るものに限り、
10. 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証券
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、

なお、第 1 号の証券または証券を以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券を以下「公社債」といい、第 8 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 28 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 30 条

(削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 32 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成12年11月30日から平成13年11月15日までとします。

(信託財産に関する報告)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 39 条 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に規定する信託財産に係る監査費用は、第40条第2項に規定する信託報酬支弁のときに、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じます。当該取得申込みにより増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 43 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 44 条

(削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関のうち、別に定める契約にかかる受益権については 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 受益者が平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行を請求するときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が当初設定受益権口数の 10 分の 1 または 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、第 47 条第 2 項から第 6 項の規定を準用するものとし、

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 46 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、

- ④ 委託者は、前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条** 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第49条** 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第50条** 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第51条** 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第52条** 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 委託者は、前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第52条の2** 第46条第7項および第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(公告)

- 第53条** 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 18 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 25 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 11 月 30 日

委託者	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

朝日ライフ 日経平均マザーファンド
運用の基本方針

約款第 11 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として日経平均株価（225 種）に採用されている銘柄に投資し、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します。

（イ）原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200 銘柄以上に等株数投資します。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。

（ロ）株式の組入比率は、できるだけ高位を保ちます。

（ハ）運用の効率化を図るため、株価指数先物等を利用することがあります。

②日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に組入株式の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③非株式割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

④資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

親投資信託
朝日ライフ 日経平均マザーファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、金 1,830,000,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については 1,830,000,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 6 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(運用の指図範囲等)

第10条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、主として有価証券に投資を行うものとしします。）
9. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもので、本邦通貨表示であり、かつ、有価証券に係るものに限りします。）
10. 外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券を以下「公社債」といい、第8号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

（運用の基本方針）

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第12条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとしします。

（信用取引の指図および範囲）

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 21 条

（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 12 年 11 月 30 日から平成 13 年 11 月 15 日までとします。

（信託財産に関する報告）

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者が立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（収益の留保）

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款に定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 委託者は、前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 委託者は、前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 41 条の 2 第 34 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 34 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書)

第 41 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書の交付を行いません。

(公告)

第 42 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 16 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 12 年 11 月 30 日

委託者	朝日ライフアセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社



朝日ライフ アセットマネジメント